

川越市告示第 6 3 9 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

川越市長 森田 初恵

1 施行者の名称

東日本総合計画株式会社（同法第 3 条第 1 項）

2 事業施行期間

令和 6 年 6 月 3 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

3 施行地区

川越市大字砂新田字河岸道附、大字砂字亀原の各一部

4 土地区画整理事業の名称

川越市新河岸駅前地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目 6 5 番地 2

（東日本総合計画株式会社内）

6 施行認可の年月日

令和 6 年 6 月 3 日

7 終了認可の年月日

令和 8 年 9 月 2 4 日